

議案第60号

岬町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

岬町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり定める。

令和7年12月3日提出

岬町長 田代 堯

提 案 理 由

子ども・子育て支援法の改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関し、必要な基準を定めるため、本条例を制定するものです。

岬町条例　　号

岬町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（案）

（趣旨）

第1条　この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準）

第2条　法第54条の3において準用する法第46条第2項の規定により条例で定める基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）に定めるところによる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 岬町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について

### 1 制定の趣旨

乳児等通園支援事業者は、児童福祉法に基づく認可基準を満たすことを前提としながら、子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準を満たすことが求められます。この運営に関する基準を満たしていることの確認は、市町村が、国が定める基準に従い、又は参酌して定める基準により行うこととされており、令和7年10月に国の基準案が示されたことから、令和7年度中の確認手続き開始に向けて、本町の基準を条例で定めるものです。

### 2 条例で定める基準の類型

条例で定める基準は、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第3項に基づき、次の2つに分類されます。

類型	基準の対象となる事項
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

### 3 条例で定める基準の事項

従うべき基準	参酌すべき基準
面談、正当な理由のない提供拒否の禁止、あっせん及び要請に対する協力、支払、特定乳児等通園支援の取扱方針、乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、秘密保持等、事故発生の防止及び発生時の対応	趣旨、一般原則、利用定員に関する基準、乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認、乳児等支援給付認定の申請に係る援助、心身の状況等の把握、特定教育・保育施設との連携、特定乳児等通園支援の提供の記録、乳児等支援給付費の額に係る通知等、特定乳児等通園支援に関する評価等、相談及び援助、緊急時等の対応、乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知、運営規程、勤務体制の確保等、利用定員の遵守、掲示等、情報の提供等、利益供与等の禁止、苦情解決、地域との連携等、会計の区分、記録の整備等、電磁的記録等

### 4 施行日

令和8年4月1日